

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 23 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25360041

研究課題名(和文) 山岳霊場における女人禁制とその特質 女人堂と比丘尼石の検討を中心に

研究課題名(英文) Characteristics of Exclusion of Women in Sacred Places of mountains

研究代表者

牛山 佳幸 (USHIYAMA, Yoshiyuki)

信州大学・学術研究院教育学系・教授

研究者番号：60176659

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では異論が多かった山岳霊場における「女人禁制」の成立事情や本質についての解明を試みたものである。方法的には、各地の山岳霊場に関わる文献史料や伝承の収集・解読と現地での聞き取り調査の両面から研究を進め、山岳霊場に「女人禁制」が徹底された理由と背景、また一般寺院とは異なる立地条件や環境と、それに伴って生じた論理構造などを分析し、併せて、山岳霊場に特徴的に設置された女人堂や比丘尼石の果たした役割について検討した。

研究成果の概要(英文)： I tried to research in background and essence of the Exclusion of Wome (Nyonin Kinzei) in Sacred Places of Mountains. To achieve this subject I collected the old documents and legends left in various parts of the country, deciphered them, and conducted field survey. As a result I clarified the reason why Exclusion of Women was strictly observed, and I analyzed geographical conditions and environment in Sacred Places, and the logic of Yamabusi (Japanese mountain ascetics). moreover I examined the role of Nyonindo and Bikuniishi characteristically set up on the Mountain trails.

研究分野：日本宗教史

キーワード：女人禁制 女人救済 不邪淫戒 浄穢思想 山岳霊場

1. 研究開始当初の背景

「女人禁制」は「女人結界」とも言い、「寺院などの宗教施設あるいは宗教的な儀礼に関わる場において、女性の立ち入りを拒否したり、排除したりする規制や刊行」と定義できる。これについては、従来は女性差別を象徴的に示す歴史用語と理解されてきたが、起源をたどると、仏教の戒律（不邪淫戒）に基づく「僧尼（男女）同居禁止規定」に由来するもので、性的な差別事象に転化するのには、淨穢思想（ケガレ観）で説明されるようになる室町時代頃からであることを、研究代表者らがこれまでに明らかにしてきた。こうした点については大方の賛同を得られつつあるが、その一方で、山岳霊場の「女人結界」は一般の仏教寺院の「女人禁制」とはもともと同一に論じることはできないのではないかとの見方も根強くあった。確かに、山岳霊場は成立当初から神仏習合を基調としていることや、多くは後に修験道の拠点となることなど、一般寺院とは存在形態には大きな違いもあることから、両者は同一の理由によって生じたものかどうかは、再検討する必要に迫られた。以上が、研究開始当初の背景にあった点である。

2. 研究の目的

前項の問題関心にに基づき、本研究では山岳霊場に起源を有する寺院（明治以降に神社となった例も含む）を対象として、その組織や機構に女性の排除を助長するような理由や背景が存在したかどうか、あるいは、それらの霊場を舞台に展開した修験道の思想・儀礼のなかに、はたして女人を忌避する独自の論理が存在したかどうかを、文献史料の読解と分析によって、解明することを目的とした。それを達成するための一つの視点として、山岳霊場が一般寺院とは著しく異なる点、すなわち、かつて全国ほとんどすべての山岳霊場に設けられていたとみられる、女人堂や比丘尼石に注目して、それらの設置目的や存在形態、立地の特徴などについて、遡及的に考察することを主たる課題とした。より具体的には、(1) 設置年代と設置理由及びその後の沿革、(2) 前近代における機能と役割、(3) 関連する逸話や伝説、(4) 明治維新の神仏判然令による影響と現況、などの諸点を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究は文献史料の収集・読解と、対象とする山岳霊場での聞き取りを含む現地調査を併せて実施した。対象となる文献史料は全国の山岳霊場が刊行した寺誌類と、それらの所在地に関わる自治体誌に収録されているものが多いため、これらの閲覧と検索作業は主として国立国会図書館を利用した。そのために年間に約10回ほど上京した。

一方、研究期間内に実施した主な現地調査

を、山岳霊場の山名に代表させると、以下の通りである。これら調査は、「女人禁制」に関わる伝承の聞き取りや、かつての女人堂の所在地の確認、さらに文献史料に見える記載事項との照合等を目的としたものである。

〔平成25年度〕

・宝満山・背振山（福岡県。山岳修験学会大会参加を兼ねる）

・麻耶山（兵庫県）

〔平成26年度〕

・箱根山（神奈川県）

・鳥海山（秋田県・山形県。山岳修験学会大会参加を兼ねる）

〔平成27年度〕

・立山（富山県）

・阿蘇山（熊本県）

・高尾山（東京都。山岳修験学会大会参加を兼ねる）

・後山（岡山県）

・書写山（兵庫県）

これらのほか、博物館等で開催された山岳信仰や修験道に関わる企画展なども、できるだけ見学して、新しい研究成果や情報の収集に努めた。

4. 研究成果

(1) 「女人禁制」と「女人結界」の用語の検討

山岳霊場と一般寺院の「女人禁制」とが異なるとする立場の研究者は、山岳霊場では「女人結界」という用語を使用するのが特徴的で、かつ「女人結界」の方が先行して使用されたとの理解があるため（鈴木正宗『女人禁制』など）、この点について、まず史料に掘りつつ検討した。その結果、前者の点については、戸隠寺に関わる明治初年の文書に「女人禁制」を「女人結界」と言い換えている例があることから、「禁制」と「結界」の語源は異なるものの、二つの四字熟語はほぼ同義語であったとみられることを再確認した。

一方、如上の四字熟語の使用例を可能な限り博搜した結果、「女人禁制」の語が1475年に初見され（周防興隆寺の例）、さらに類似文言の「女人登山禁止」は1439年（播磨円教寺の例）、「尼女禁制」は1355年（出雲鰐淵寺の例）まで遡り得ることが判明した。一方、「女人結界」の使用は近世初頭の御伽草子（『恨之介』など）が早い例で、前者よりもかなり遅れることが確認できた。また、上記の例で、周防興隆寺は一般平地寺院（禅宗）であり、播磨円教寺（書写山）は山岳霊場系であることから、「女人禁制」は当初より双方の寺院に区別なく使用されていたことも同時に明らかとなった。

(2) 山岳霊場における女人観の検討

次に、山岳霊場に特徴的な修験道における女人観を、各地の霊場の史料や伝承を博搜することによって検討した。11世紀初めにできた『新猿楽記』には、大峯山を始めとする全

国の霊山で修行する山伏が持戒を守り「一生不犯」を通したとある点から、山岳修行者も当初から原則として不邪淫戒を遵守することが求められていたことを確認した。一方で、当時は女性の修験者（比丘尼）も同一の山で入山修行していた例があり、播磨円教寺では中世に至っても、女人参詣者が取り立てて問題視されていなかった事実も判明した。

これと同様の事情は鎌倉期の伯耆大山の史料からも知ることができたが、むしろここでは新たな重要な点が明らかになった。すなわち、大山では持戒を遵守できる者は僧俗・男女を問わず入山を認めていたが、山内院坊での入山者による「男女和合」行為が発覚したことで大騒動に発展したとあり（『大山寺縁起』）、大山では当時「女人禁制」策が取られていなかった事実と、山内で発生した破戒行為が原因となって、「女人禁制」へ次第に方向転換を余儀なくされていった経緯が想定される。

一方、肥後阿蘇山の例では、やはり鎌倉時代のこととして、一人の修験者が阿蘇山中の山小屋で避難している最中に、突然現れた山神の化身である女性に性欲を起し、「男女咬合」を望んだ結果、舌を切られて絶命するという伝承が残されている（『彦山流記』）。これは持戒意識を有しているはずの修験者でも、気の緩みから破戒行為に陥りやすいことを戒めようとした説話であり、半僧半俗の修行者が多く出現するようになる時期にも、山中では依然として戒律遵守が徹底して求められていた事実を示唆するものである。

なお、修験者は一般寺院の僧侶と異なり、通例は在俗の生活をする者も多かったから、山中の修行から開放された日常での過ごし方まで制約を受けることは、通例はなかったようだが、一方で、こうした両属性の生活に由来する破戒行為のあり方をめぐって、真剣に苦悩する真摯な修行者もいたことが、阿吸房の『修験三十三通記』の記述から確認できた。

(3) 女人堂と比丘尼石の起源をめぐる検討

本研究でもっとも力を注いだのは、各地の山岳霊場における女人堂と比丘尼石の設置に関わる問題で、北は陸奥国岩木山から、南は日向・大隅国境の霧島山まで数十ヶ所を対象に、可能な限り記録や縁起類等に当たって、検出作業を行った。その結果、これらはほとんどすべての山岳霊場にかつて存在したか、それを示唆する伝承が残されていることを改めて確認することができた（後述のように彦山は例外）。

しかし、それらは中世以前に遡り得る史料には見いだせず、一般には江戸時代に入ってから設置されたと考えざるを得ないことが判明した。ただし、越中立山の芦嶽寺では1466年の文書に「姥堂」の修復記事が初見し、これが後に立山の女人堂の役割を果たしたことや、似たような事例が妙高山や飯豊山などでも見出されることから、女人堂の起源に

は、『十王経』に典拠のある地獄の思想や地藏信仰に伴って流布した、奪衣婆への信仰に由来する事例も存在した可能性が浮上した。このことによって、近世の女人堂には、中世の姥堂が転用されたものと、新たに女人堂として建立されたものの、二つのタイプがあったと推定される。

女人堂と比丘尼石に関わる伝承を整理すると、全体的には、女性の山頂に至ることが次第に禁止され、中途までの登攀に制限されてくる過程で、それらの設置が普及したことが想定される。ただし、戸隠山のように入山できるのが宝光院から中院へと、拡大したとみられる例もあり、また妙高山などのように、幕末近くになって女性行者の要求等により、特定の期日に限って山頂の登攀が認められるようになった例もあることから、山岳霊場によっては女人堂の位置が時代により、若干の変化があったことも考えうる。

(4) 山岳霊場に固有の事情

ここまでの検討で、山岳霊場でも一貫して仏教由来の不邪淫戒が支配的であったことがほぼ疑いないところとなったが、一般寺院と異なり、女人堂や比丘尼石を設置してまでも、「女人禁制」を強化、維持しなければならなかった背景は何かという点が最後の検討課題となった。

この点については、山岳霊場が初めから神仏習合的であったことから、神祇思想と不可分の淨穢観の影響を強く受けた結果、服忌令の肥大化（忌みの対象と日数の拡大）により、入山規制がより強化されたことを第一に挙げることができる。ただし、穢れ観は女性だけでなく男性も対象とされていたものだが、女性に特化されていったのは、『血盆経』に依拠する「女性は月経・出産等で恒常的に地神・水神を汚している」との思想が大きな影響を与えたことが想定される。これに拍車を掛けたのは、普段は在俗生活を送る山伏の峰入りが増えたために、登攀者に一層徹底した精進潔斎が必須とされたことが考えられる。

また、副次的には、山岳霊場は険難で危険な箇所が多いために、女性の体力的な限界を配慮した、いわば男性側からする労り感もあったことも指摘できる。ただし、この点は現地の聞き取り調査によって得られたことで、かなり後発的な説明付けの可能性が高いとみてよいだろう。

なお、豊後彦山はこれまで「女人禁制」がなかった珍しい例と指摘されてきた。たしかに、女人堂が存在した形跡がなく、織豊期には一山を統括する女性座主が出現した事実からも、特異な山岳霊場と言ってよいが、今回の研究で関連史料を仔細に検討したところ、女人行者については、月水が始まった際には拝殿登拝が禁止されるなどの、細かい規定のあったことが判明し（『塵堂集』）、やはり彦山にも淨穢思想が及んでいた点が特記される。

(5) 全体を通しての結論

最後にこれまでの個別検討の成果をまとめると以下ようになる。第一に、山岳霊場においても入峯する修験者には一貫して不邪淫戒の遵守が求められ、この点からその「女人禁制」は、基本的には一般寺院(僧寺)のそれと変わることはなかった。ところが、山岳霊場は最初から神仏習合的であったため、神祇信仰に伴う服忌令が定められたことや、修験者によって『血盆経』供養が山内に普及したことによって、「女性不浄観」の影響が強く及んだ結果、入峯制限が女性修行者のみに特化される結果をもたらしたと考えられる。

第二点として、女人堂や比丘尼石の設置は江戸時代に入ってからとみられるが、それは「女人禁制」の最終的な確定と連動していたと結論付けられる。その背景には、幕藩体制の成立に伴う宗教統制によって、とりわけ女性の宗教活動が益々困難になったという事情が影響していた。しかし、各々の山岳霊場における女人堂の設置個所を復元すると、富士山や御嶽山のように、それらが何合目に設置されるのかは、同一の山でも禅定道(登山路)毎に異なる場合が多くみられる。この事実は、「女人禁制」が各霊場や禅定道を管理した拠点寺院や修験者の教団組織が各々取り決めた、自主規制的な側面が強かったことを示すものであると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

井出真綾・牛山佳幸「古代日本における穢れ観念の形成」『信州大学教育学部研究論集』査読無 第9号, 2016年3月, 81-93頁

牛山佳幸「戸隠顕光寺史関係年表(古代・中世編)[増補修正版]」『信州大学教育学部研究論集』査読無 第9号, 2016年3月, 273-287頁

牛山佳幸「善光寺と戸隠寺の関係をめぐって」『市誌研究ながの』査読無 第21号, 2014年12月, 19-34頁

牛山佳幸「菅江真澄と信濃 - 『式内社』顕彰運動に与えた影響 - 」『菅江真澄研究』査読無 第79号, 2013年5月, 4-6頁

[学会発表](計3件)

牛山佳幸「日本宗教史における『女人禁制』の位置」第36回日本山岳修験学会高尾山大会, 東京都八王子市, 2015年9月27日

牛山佳幸「信濃における里山系寺院と修験道をめぐって」《基調講演》千曲川流域学会・里山フォーラム実行委員会, 長野大学, 2015年3月8日

牛山佳幸「中世日本の仏教界と温泉」佛

教史学会第65回学術大会, 佛教大学,
2014年11月29日

[図書](計4件)

戸隠神社編『戸隠信仰の諸相』2015年5月, 戸隠神社刊, 全350頁, 担当箇所151-167頁

日本宗教史懇話会編『日本宗教史研究の軌跡と展望』2014年8月, 岩田書院刊, 全176頁, 担当箇所54-58頁

牛伏寺誌編纂委員会編『牛伏寺誌 歴史編』2013年12月, 牛伏寺誌刊行会刊, 全761頁, 担当箇所441-479頁

歴史読本編集部編『神社の古代史』2013年3月, KADOKAWA刊, 全303頁, 担

当

箇所19-34頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

牛山佳幸 (USHIYAMA, Yoshiyuki)

信州大学学術研究院教育学系・教授

研究者番号: 60176659